

2020年度新入留学生の入学金、及び前期授業料の
減免申請に係る特別措置（中国人留学生対象）について

2019年12月以降に中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症は本年1月以降も感染が拡大しています。1月31日世界保健機関(WHO)は「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言しました。中国政府は不要不急の外出や移動の規制、行政機関の閉鎖などの対応をしている状況です。この事態を受け、本学の2020年度入学金及び前期授業料の減免申請に係る手続きを以下の通り取扱うこととします。

特別措置の内容

1. 減免申請書の提出締切日

入学金：2020年2月18日（火）17時必着

授業料：2020年3月6日（金）17時必着

【追加】減免決定までの間、授業料の納入期限を猶予するため、「授業料分納等申請書」をあわせて提出してください。（3月6日必着）

2. 入学金及び授業料の納入期日 変更なし

入学金：2020年3月15日（日）

授業料：2020年4月27日（月）※

※授業料は延納手続き書類を提出した場合、8月26日まで延納が認められます。

3. 減免申請書に添付する書類の提出（特別措置）

家族関係証明書類：公証書 公証処が業務を開始次第、発行の申請を行い提出。

収入証明書類 公証処または企業が業務を開始次第、発行申請を行い提出。

【提出期限】7月31日（金）

※この期限までに提出できない場合は、早めに相談してください。

4. 減免の決定に係る対応

(1)入学金

- 一旦全額を納入します。
- 減免申請に必要な書類が提出され次第審査を行い、半額減免を決定します。
- 半額減免が決定した場合は、全額納入した入学金の半額を返金します。

(2)授業料

- 予め延納手続きを行い、減免申請に必要な書類が提出され次第審査を行い、半額減免を決定します。納付書により定められた金額を納入します。

【納入期限】8月26日（水） ※ただし、減免の決定が遅れた場合は、別途通知します。

2020年2月

【お問い合わせ先】

下関市立大学学務グループ
国際交流班

TEL: 083-254-8693

FAX: 083-252-8099